

平成30年1月26日

第23期

第7回 農業委員会総会

議 事 録

苫小牧市農業委員会

平成30年1月26日午後3時00分、第23期第7回苫小牧市農業委員会総会を市役所第二庁舎2階北会議室において招集したが、出席した委員及び議事の内容は次のとおり。

委 員	山 内 幸 子
	丹 羽 秀 則
	中 岡 亮 太
	今 泉 宏 治
	及 川 末 男
	五十嵐 堅 司
	野 村 真理子

事務局	望 月 局 長
	遠 藤 次 長
	池 田 主 査
	古 川 事務員
	松 本 事務員

農業水産課	平 野 主 査
-------	---------

望月局長

定刻となりましたので、ただいまから第23期第7回苫小牧市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員7名全員が出席しておりますので、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

< 会長 挨拶 >

会長には引き続き農業委員会会議規則第4条の規定により会議の議長をお願いいたします。

会 長

それでは、農業委員会会議規則第13条の規定による議事録の署名委員さんを指名させていただきます。1番山内委員さん、3番中岡委員さん、よろしくをお願いいたします。

これより、議案審議に入ります。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明をお願いします。

池田主査

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」  
～議案書を朗読し内容を説明。

会 長  
野村委員

ただいまの報告第1号について、ご意見、ご質問はございませんか。

昨年度契約して去年も更新して借りている面積も増えていって、期間もまだまだあるのに、何か理由があって合意解約に至ったのですか。

池田主査

借主の方が、経営的に大変厳しい状況になったということ、それと体調がよろしくなかったところもあり、これ以上は借りることができないとの申し出があり、貸主の方との話し合いによって合意解約になったのが経緯であります。

会 長

他に意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第1号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第1号については、原案のとおり、承認いたしました。

次に、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

池田主査

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」

～議案書及び確認書を朗読し内容を説明。

当該地は、平成27年3月9日第10号指令による農地法第5条の規定による許可を受けた転用事業として、平成27年3月9日から平成30年3月8日までとなっておりますが、今回の転用事業の申請は、現在転用中の期間と極力間を置かない中での転用事業を行いたいとの貸主・借主双方の意向により、完了前の事前申請となっております。完了については、3月8日までに完了する予定となっているとのことでございます。

なお、許可として決議した場合、北海道農業会議からの意見聴取の回答があった後、許可書を交付することとします。

会 長 ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査委員の及川委員からご報告をお願いします。

及川委員 1月12日、申請者立会いのもと私のほか4名の調査委員で現地調査をしましたが、申請内容に相違ないことを確認しました。以上です。

会 長 ありがとうございます。ただいまの議案第1号について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第2号「特定農地貸付けの変更申請及び当該地の農地除外について」事務局より説明をお願いします。

池田主査 議案第2号「特定農地貸付けの変更申請及び当該地の農地除外について」農業水産課の平野主査及び私から説明いたします。

平野主査 議案第2号「特定農地貸付けの変更申請」についてご説明申し上げます。これは、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき、市民農園の特定貸付けの変更申請を本総会にお諮りするものであります。今回の市民農園はウトナイ北に位置するウトナイ農園で、当農園は平成26年2月25日第21期第29回農業委員会総会において特定農地貸付けの承認をいただき、農地認定を受けております。

変更理由及び内容につきましては、平成30年度からのウトナイ中学校建設工事着工に伴い当農園を廃止することから、特定農地貸付けの承認取

消しを申請するものです。次ページ以降に変更申請書及び書類を添付しております。説明は以上でございます。

池田主査

今の提案に伴いまして、農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定に基づく特定農地貸付けの変更申請が承認された場合は、これに伴いまして当該地を農地から除外することになることから、このことについても併せて審議をお願いするものでございます。

会 長

議案第2号について、ご意見、ご質問はございませんか。

野村委員

代替地は考えているのですか。

平野主査

当市に存在する農園がウトナイの他にもありまして、沼ノ端消防署の隣に沼ノ端農園が設置されております。こちらの農園を拡張して4月に工事をして、希望の方には申し込んでいただいでご使用いただくようなかたちを取る予定です。

会 長

今までの利用率はどのようになっていますか。

平野主査

ウトナイ農園は90区画ありまして、1人1区画でお使いいただくのですが、今年度であれば全部で69名の利用がありまして、余っている場合は1人2区画目も申し込めるようになっておりまして、基本的にはウトナイ農園は毎年90区画全部が利用されております。沼ノ端農園も同じように40区画ありまして、31名の方が利用しておりまして、そのうちの何名かが2区画目も利用していただいでいるので、こちらも全部利用していただいでおります。

会 長

他にご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、その他(1)「農地法第5条の規定による一時転用事業の完了について」事務局より説明してください。

池田主査

その他(1)「農地法第5条の規定による一時転用事業の完了について」～議案書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまのその他(1)について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、その他（１）を終了します。

次に、その他（２）「第２３期第８回農業委員会総会の開催について」事務局より説明してください。

池田主査            その他（２）「第２３期第８回農業委員会総会の開催について」  
                              ～２月２７日（火）午後２時開催。

会    長            その他、事務局から何かございませんか。

池田主査            今、お手元にお配りした、農業経営及び農地利用状況に関する調査について若干お話をさせていただきたいと思います。この調査ですが、昨年度に農業委員会法が改正されまして、農業委員の選出方法が変わりまして公職選挙法による選挙制及び選任制から、市長が議会の同意を得て任命する仕組みになりました。そのようなこともありまして、新たに農業委員会では農地利用最適化推進委員を委嘱することにもなりました。農業委員及び推進委員の選任にあたって推薦及び応募が変わったということがございました。そのようなことから、今日の農業情勢も踏まえて農地の保全及び農地利用の集積等の農地関係業務の管理、活用を図るための基礎資料となる農地台帳の補正業務を行うということで、去年の１２月に農家実態調査を実施しております。これまでも３年毎に農地台帳の補正ということでアンケート調査等を実施していたところでしたが、農地法の改正によりまして農地台帳の整備が法定化されたので、市内の農地の所有者、世帯状況、利用状況等を調べて整備し、一部はインターネットに公表されるようにもなりました。そのようなことから、今までは選挙人名簿というものがありませんでしたが今はございませんので、農地利用の最適化を図ることが必須業務となっておりますので、農業委員、推進委員が連携して業務を行っていく中で、農家さんの現況はどうなっているのかを把握してもらって、それに対してニーズに合った活動が求められているのではないかと考えております。

                              このようなことから、農業経営及び農地利用状況に関する調査を行いたいと考えておりまして、最新の情報を把握するために今後、毎年この調査を行っていきたいと考えております。そこで農業委員さん、推進委員さんにお願ひがあります。この調査、今のところ１６６の世帯と法人への発送を予定しております。その中でほとんどは回答が戻ってくると思いますが、中には回答がほとんど空白だとか、または回答がないということもあろうかと思ひます。その場合に訪問調査を行っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。この調査票では世帯状況、所有農地の状況、経営形態、経営状況等の質問項目となっておりますが、個人用と

法人用と2種類ありまして、内容はほとんど変わっておりません。2枚目にはそれぞれの農地の所有状況をお示ししているもので、その状況を書いてもらうような調査票となっております。

それから、7月の改選で新たに農業委員さん、推進委員さんが任命されたということで、各農家さんにこの調査と同時に委員さんの紹介の文書を送りたいと思います。

会 長 後ほど推進委員さんも含めて合同会議で話があると思います。

委員の方からは何かございますか。

五十嵐委員 報告第1号ですが、合意解約の日が12月20日となっておりますが、なぜ12月の総会の時に報告とならなかったのですか。この前の意見交換会の時に会長が話をしていたのも、これと関連しているのだと思いますが。それと債権の保全の手続きはきちんとしているのですか。

池田主査 通知が届いたのが12月21日で、通常ですと申請などは毎月10日までに受付けて議案書を作りますので、ギリギリのところであれば追加議案という場合もありますが、合意解約の通知を受取ったという報告案件でしたので、1月で報告することとなりました。それと債権の関係ですが、■■■さんからお話を聞きまして、債権については今後はご本人から回収の手続きを取られていくということでした。

五十嵐委員 合意解約をしてしまったら、私は知らないという話にならないですか。早々と合意解約をしてしまって債権の話は後回しになっていないですか。

池田主査 債権自体は両者間の問題でございまして、最終的には農業委員会として踏み込めないところですから、債権者である■■■さんで手続きをしている状況であります。

五十嵐委員 賃借料の支払いはいつだったのですか。

池田主査 毎年11月末日が期限となっております。

会 長 金銭の問題まではなかなか踏み込めないものですから。

野村委員 農家さんにとっては、農業委員会に入ってもらって賃借の手続きを取ってもらっているから、金銭の面も間に入って見てくれるのではないかと思ってしまうので、金銭問題になったときに農業委員会は間に入れないと言う必要があると思います。

会 長 委員の方から他に何かございますか。

(各委員から「ありません」との声あり)

無いようですので総会を閉じてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは第7回農業委員会総会を閉じさせていただきます。大変有難うございました。

(午後3時45分閉会)

以上、会議の顛末を記録し、後日に証するためここに署名捺印する。

議 長 印

委 員 印

委 員 印